

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
		●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)	●同左（法第24条第9項）

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
運動施設 (第9号)	体育館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項） 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	水泳場		
	ボウリング場		
	スケート場		
	ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	テニス場		
	柔剣道場		
	弓道場		
	スポーツクラブ		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	マージャン店	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項） ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ●営業時間の短縮 <ul style="list-style-type: none"> ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 ・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
遊技場 (第9号)	テーマパーク	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項） 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	遊園地		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
劇場等 (第4号)	劇場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○映画館 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
	プラネタリウム		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
集会・展示施設 (第5号、6号)	集会場	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮 ○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項） ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等）</p> <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼 ○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
博物館等 (第10号)	博物館	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項） 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮を協力依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
ホテル等 (第8号)	ホテル（集会の用に供する部分に限る。）	<p>●規模要件等に沿った施設の使用を要請（法第24条第9項） 大声なし：上限人数5,000人かつ収容率100%以内 大声あり：上限人数5,000人かつ収容率50%以内</p> <p>●営業時間の短縮</p> <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項）</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●同左（協力依頼）</p> <p>●営業時間短縮を協力依頼</p> <p>○イベント開催の場合 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>○イベント開催以外の場合 ・床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>・床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	旅館（集会の用に供する部分に限る。）		

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
商業施設 (第7号、12号)	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から20時までの営業時間短縮を要請（法第24条第9項） 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から20時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請（法第24条第9項）</p> <ul style="list-style-type: none"> 従業員に対する検査の勧奨 入場をする者の整理等 発熱等の症状のある者の入場の禁止 手指の消毒設備の設置 事業を行う場所の消毒 入場をする者に対するマスク着用周知 感染防止措置を実施しない者の入場禁止（すでに入場している者の退場を含む） 施設の換気 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） <p>●施設での飲酒につながる酒類提供の自粛要請（法第24条第9項）</p> <p>●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請（法第24条第9項）</p> <p>●業種別ガイドラインの遵守（法第24条第9項）</p>	<p>●営業時間の短縮</p> <ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡超の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 床面積の合計が1,000㎡以下の施設 5時から21時までの営業時間短縮の協力を依頼 <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（協力依頼）</p> <p>●同左（法第24条第9項）</p>
	ペット美容室（トリミング）		
	宝石類や金銀の販売店		
	住宅展示場（集客活動を行い、来場を促すもの）		
	古物商（質屋を除く。）		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ		
	DVD/ビデオレンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物屋		
	旅行代理店（店舗）		
	アイドルグッズ専門店		
	ネイルサロン		
	まつ毛エクステンション		
	スーパー銭湯		
	岩盤浴		
	サウナ		
	整体院（※1）		
	エステサロン		
日焼けサロン			
脱毛サロン			
写真屋			
フォトスタジオ			
豪華品販売（高級衣料品等（※2）、高級オーディオ等）			
美術品販売			
展望室			

お問い合わせの多い施設（一覧表）

措置区域：23区及び檜原村、奥多摩町を除く多摩地域の市町（※檜原村、奥多摩町及び島しょ町村を除く都内全域）

種類	施設	措置等の内容	
		措置区域	措置区域外
飲食店等 （第14号） （宅配・テークアウトを除く。）	飲食店	<ul style="list-style-type: none"> ●5時から20時までの営業時間短縮を要請 （法第31条の6第1項） ●入場をする者等に対する酒類提供の停止を要請 （法第31条の6第1項） ●利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 （法第31条の6第1項） ・ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から19時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗 ●カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合のみ） （法第31条の6第1項） ●特措法施行令第5条の5に規定される各措置の実施を要請 （法第31条の6第1項） <ul style="list-style-type: none"> ・従業員に対する検査の勧奨 ・入場をする者の整理等 ・発熱等の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・入場をする者に対するマスク着用周知 ・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 （すでに入場している者の退場を含む） ・施設の換気 ・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 （アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等） ●業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 （法第24条第9項） 	<ul style="list-style-type: none"> ●5時から21時までの営業時間短縮を要請 （法第24条第9項） ●同左（法第24条第9項） 同左（法第24条第9項） ・ただし、国の定める「基本4項目」（※1）を遵守している店舗（※2）について、以下を条件として、酒類提供・持込を可とする <ul style="list-style-type: none"> ①同一グループの入店：2人以内 ②酒類提供の時間：11時から20時までの間 ③利用者の滞在時間：90分以内 ※1 ・アクリル板等（パーティション）の設置 又は座席の間隔の確保 ・手指消毒の徹底 ・食事中以外のマスク着用の推奨 ・換気の徹底 ※2 都においては、「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示の上、コロナ対策リーダーを登録し、研修を修了している店舗 ●同左（法第24条第9項） ●同左（法第24条第9項） ●同左（法第24条第9項）
	料理店		
	喫茶店		
	和菓子・洋菓子店		
	タピオカ屋		
	居酒屋		
	屋形船		
	バー（接待や遊興を伴わないもの）		